

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置 (国税：17)(法人税：義、所得税：外) (地方税：11)(法人住民税、事業税：義)  【 <u>新設</u> ・ <u>延長</u> ・ <u>拡充</u> 】
2	要望の内容	・沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置の延長。(対象業種については一部見直しを実施) ＜税額控除＞ ○機械・装置、器具・備品： 取得価額の15% ○建物・附属設備： 取得価額の8% ○繰越：4年間 ＜特別償却＞ ○機械・装置、器具・備品：34% ○建物・附属設備：20%
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成19年度 延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月5年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)の特例) 第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者(沖縄においてその業種における経営革新(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。))による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び特定組合等(特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が単独で又は共同で行おうと</p>

する特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針(以下「沖縄経営革新指針」という。)を定めなければならない。

2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 経営革新の内容に関する事項
- 二 経営革新の実施方法に関する事項
- 三 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九條第一項	中小企業者及び組合等(以下この節及び附則第四條第一項において「中小企業者等」という。)	特定中小企業者等(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六條第一項に規定する特定中小企業者(以下単に「特定中小企業者」という。))及び同項に規定する特定組合等(以下単に「特定組合等」という。)をいう。以下同じ。)
	中小企業者等が連合会を	特定中小企業者等が連合会(特定組合等に該当するものに限る。)を
	出資して会社	出資して会社(同法第六十六條第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖縄の会社に限る。以下この項において同じ。)
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	行政庁	沖縄県知事
第九條第二項第五号	組合等	特定組合等
第九條第三項	行政庁	沖縄県知事
第九條第三項	基本方針	沖縄振興特別措置法第六十六條第

項第一号		一項に規定する沖縄経営革新指針
第十条第一項	中小企業者等	特定中小企業者等
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	その承認をした行政庁	沖縄県知事
第十条第二項	行政庁	沖縄県知事
第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	特定中小企業者
第十五条第一項	中小企業者	特定中小企業者
	機械及び装置	機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備
第三十三条第一項	都道府県	沖縄県
第三十四条第一項	行政庁	沖縄県知事
	中小企業者	特定中小企業者
第三十四条第三項	都道府県	沖縄県
第三十五条	行政庁	沖縄県知事
第三十六条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	経済産業大臣	内閣総理大臣及び経済産業大臣
第三十九条第一項	第三十五条	第三十五条（沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

○沖縄振興特別措置法施行令

（特定業種）

第二十九条 法第六十六条第一項 で定める業種は、次のとおりとする。

一 鋼構造物工事業

- 二 建具工事業
- 三 食料品製造業
- 四 清涼飲料製造業
- 五 酒類製造業
- 六 飼料・有機質肥料製造業
- 七 織物業
- 八 染色整理業
- 九 織物製外衣・シャツ製造業
- 十 ニット製外衣・シャツ製造業
- 十一 木材・木製品製造業（造作材・合板・建築用組立材料製造業及び木製容器製造業を除く。）
- 十二 家具製造業
- 十三 紙製造業
- 十四 紙製品製造業
- 十五 紙製容器製造業
- 十六 出版業
- 十七 印刷業（謄写印刷業を除く。）
- 十八 製版業
- 十九 製本業
- 二十 印刷物加工業
- 二十一 印刷関連サービス業
- 二十二 塩製造業
- 二十三 化粧品・歯磨等化粧品調整品製造業
- 二十四 農業製造業
- 二十五 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業及び発泡・強化プラスチック製品製造業並びにその他のプラスチック製品製造業のうち主務大臣が指定するもの
- 二十六 ガラス・同製品製造業
- 二十七 セメント・同製品製造業
- 二十八 建設用粘土製品製造業
- 二十九 陶磁器・同関連製品製造業
- 三十 骨材・石工品等製造業
- 三十一 建設用・建築用金属製品製造業
- 三十二 電子部品・デバイス製造業
- 三十三 船舶製造・修理業
- 三十四 船用機関連製造業
- 三十五 漆器製造業
- 三十六 一般乗用旅客自動車運送業
- 三十七 一般貨切旅客自動車運送業
- 三十八 道路貨物運送業

		三十九 沿海運業 四十 倉庫業 四十一 旅行業 四十二 こん包業 四十三 国内電気通信業 四十四 国際電気通信業 四十五 卸売業 四十六 旅館業(下宿営業を除く。) 四十七 自動車賃貸業 四十八 映画・ビデオ制作業 四十九 映画・ビデオ配給業 五十 映画・ビデオサービス業 五十一 有線放送業 五十二 ソフトウェア業 五十三 情報処理・提供サービス業 五十四 一般廃棄物処理業 五十五 産業廃棄物処理業																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<b>【政策分野】</b> 沖縄政策 <b>【政策】</b> 沖縄政策の推進 <b>【施策】</b> 沖縄における産業振興																						
	③ 達成目標及び測定指標	<b>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</b> 沖縄の経済の振興に資すると認められる特定中小企業者の経営革新による経営の向上の促進を図るため、特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均16件とする。また、平成19年度～21年度の実績(平成19年度295百万円、21年度59百万円)を踏まえ沖縄の特定中小企業者による設備投資額を年間118百万円とする。(各年度)  <b>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</b> 特定中小企業者の経営革新支援件数、設備投資額  <b>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</b> 沖縄の特定中小企業者による経営革新計画の策定による経営革新設備の導入により、経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献している。																						
8 有効性等	① 適用数等	<b>【沖縄県の特定中小企業者による経営革新計画承認件数】</b>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28														
件数	10	6	5	13	7	7	7	7	7	7														

		<b>【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められる55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。平成19年以降減少傾向にあるのはリーマンショック等が影響しているものと考えられるが平成22年からは増加するものと考えられる。(23年以降は19年～21年の平均値を使用していることから適用件数は僅少と見受けられるが、聞き取り調査によると実際の相談件数は増加傾向とのこと)。</p> <p>平成24年度以降、年平均16件程度を支援          (算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年～21年の3か年の平均値を使用)</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																					
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																			
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1																																																			
	② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特別償却(百万円)</th> <th colspan="2">税額控除(百万円)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>減収額</th> <th>件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>(算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用)</p>		特別償却(百万円)		税額控除(百万円)		件数	減収額	件数	減収額	H19年度	0	0	1	44	H20年度	0	0	0	0	H21年度	0	0	1	5	H22年度	1	5	5	98	H23年度	0	0	1	16	H24年度	0	0	1	16	H25年度	0	0	1	16	H26年度	0	0	1	16	H27年度	0	0	1	16	H28年度	0	0	1	16
	特別償却(百万円)			税額控除(百万円)																																																									
	件数	減収額	件数	減収額																																																									
H19年度	0	0	1	44																																																									
H20年度	0	0	0	0																																																									
H21年度	0	0	1	5																																																									
H22年度	1	5	5	98																																																									
H23年度	0	0	1	16																																																									
H24年度	0	0	1	16																																																									
H25年度	0	0	1	16																																																									
H26年度	0	0	1	16																																																									
H27年度	0	0	1	16																																																									
H28年度	0	0	1	16																																																									
	③ 効果・達成目標の実現状況	<b>《政策目的の実現状況》</b> 沖縄県知事により承認された経営革新計画(平成19年度～22年度:34件)のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画は8件となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。  <b>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</b> 平成19年度～平成22年度においては34件の経営革新を支援。計画承認後1年以上経過した企業の6社が目標を達成。未達企業については、販路開拓がスムーズに進んでいないことが理由であると分析。																																																											

＜設備投資の状況＞	
年度	設備投資額 (百万円)
H19	295
H20	0
H21	59
H22	1,167
H23	118
H24	118
H25	118
H26	118
H27	118
H28	118

\*平成19年度～22年度は実績。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》  
本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。

《税収減を是認するような効果の有無》  
・経営革新の実現により、各企業の経営力の向上の他、沖縄経済の活性化に資するものと思料。

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p> <p>設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。</p> <p>設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

【現行の支援施策の実績・成果】 経営革新計画承認件数（平成14年度～平成22年度）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
沖縄特例	4	18	15	11	14	10	6	5	13	96
累計	4	22	37	48	62	72	78	83	96	96

○税制活用実績（平成14年度～平成26年度見込み）

単位：件、百万円

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～H26
特別 償却	件数	0	1	1	2	1	0	0	0	1	2
	額	0	2.1	42.0	5.4	6.9	0	0	0	1.6	44.2
税額 控除	件数	1	1	3	4	2	1	0	1	5	14
	額	3.5	0.6	3.4	5.3	60.1	44.3	0	4.7	98.1	128.0

減収見込み額

19～21：1.6百万円（（4.4.3+4.7）／3）

○ 経営革新計画承認を受けた特定業種における特別償却・税額控除の税制活用見込み  
23~26fy

① 特別償却  
平均利用 44,200 千円 × 30% =  千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 107,977 千円 =  千円

①+② =  千円

③ 減収見込み 30,309 千円  
平均利用

	特別償却		税額控除	
平均利用	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)	2	44,200	2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	4,911	2	42,671

23~26fy

① 特別償却  
平均利用 11,050 千円 × 30% =  千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 32,003 千円 =  千円

①+② =  千円

③ 減収見込み 6,428 千円  
○法人住民税 6,110  
○法人事業税 318

	特別償却		税額控除	
平均利用	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)	2	44,200	2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	11,050	4	32,003